

○国土交通省告示第千百九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年十月六日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 函館港本港地区幹線臨港道路新設工事（Ⅱ期工区・北海道函館市港町1丁目地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道函館市港町1丁目地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道函館市豊川町地内から北海道北斗市七重浜7丁目地内までの延長6.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「函館港本港地区幹線臨港道路新設工事（Ⅱ期工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、港湾区域及び臨港地区内の区間については、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第4号に掲げる臨港交通施設である道路に関する事業に該当し、その他の区間については、港湾法第2条第6項の規定により、港湾管理者である函館市が、平成15年9月22日付けで国土交通大臣から港湾施設として認定を受けていることから、本件事業は、法第3条第10号に掲げる港湾法による港湾施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本港の港湾管理者は函館市であるが、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和26年法律第73号）第3条第1項の規定により、北海道開発のため必要がある場合において、国と港湾管理者の協議が調ったときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で港湾工事を自らすることができることとされているところ、本件事業については、平成20年4月1日付けで国土交通大臣が港湾管理者である函館市に対して直轄工事の協議を行い、同日付けで函館市より異存がない旨の回答を得ていることなどから、起業

者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

重要港湾函館港（以下「本港」という。）は、北海道の南西部渡島半島の南端に位置し、南北海道の海の玄関口として、古くから北海道と本州を結ぶ要衝として発展してきた港であり、南北海道における物流及び産業・経済の発展を支える道内有数の流通港湾である。本港の海上出入貨物量は、道内では、特定重要港湾の苫小牧港及び室蘭港に次ぐ取扱量である。本港における主な取扱品目は、セメントや石油類等の化学工業品、石炭や砂利等の鉱産品であり、このうち化学工業品については、全道における取扱量の約15%を占めている。また、本港は、本州に近接していることから定期航路が多く、函館－青森間及び函館－大間間について運航されており、フェリーの貨物輸送量は特定重要港湾の苫小牧港に次ぐ輸送量となっている。

本港が位置する函館市は、北海道有数の観光地として全国から多数の観光客が訪れており、南北海道の玄関口となっている本港におけるフェリーターミナルの利用客は年間約78万人に及び、近年においては、ウォーターフロントの開発も進み、市民や観光客が交流する空間として、また、人々が気軽にみなとや海に接することができる親水空間としての役割を果たすなど、観光及び交流拠点としても重要な役割を担っている。

本港湾区域内の臨港道路は、函館港における主要取扱品目である化学工業品、鉱産品等の輸出入及び移出入時に、各ふ頭と道内各地を結び、函館港の物流を支える重要な役割を担っているほか、当該臨港道路周辺に存する観光施設へのアクセスルートとしても重要な役割を担っている。

しかしながら、本港湾区域内の臨港道路は、現在函館市港町1丁目地内において、貨物の鉄道敷によって分断されているため、港湾関連交通は、一般国道227号、一般国道5号及び一般国道279号（以下「一般国道227号等」という。）に迂回している状況にあるが、一般国道227号等は、本港湾区域の背後地域となる函館市の中心市街地を通過し、日常及び経済活動による交通はもとより、観光交通、物流交通など様々な交通がふくそうし、港湾関連交通の一般国道227号等への迂回によって交通混雑が発生し、本港湾区域における円滑な港湾関連交通及び観光交通の確保ができていない状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、一般国道227号の自動車交通量は、函館市港町1丁目20地点で、42,516台/日、混雑度は1.27となっており、一般国道227号等への迂回に要する時間は12分にも達している。

本件事業の完成により、函館港の各ふ頭等における搬出入等の経路が整備されるとともに、臨港道路の分断が解消されることから、一般国道227号等への迂回は生

じなくなり、所要時間を最大11分短縮することが可能になり、函館港の各ふ頭と道内各地における物流輸送の効率化及び円滑化が図られ、臨港道路周辺に存する観光施設へのアクセス向上にも寄与するとともに、背後地域に流入していた港湾関連交通が本事業区間に分散されることにより、一般国道227号等の交通混雑の緩和にも寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成19年3月に同法等に準じて環境影響評価を実施したところ、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件区間の近傍は、既に工場、倉庫等が配置されており、本件事業は、樹林地等の改変をほとんど行わないことから、周辺地域の動物、植物及び生態系への影響は小さいものと認められる。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、函館港の各ふ頭における搬出入等の経路の整備及び所要時間の短縮を図り、函館港の各ふ頭と道内各地における物流輸送の効率化及び円滑化を図ることを主な目的とし、港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成19年国土交通省令第15号)(以下「省令」という。)、港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示(平成19年国土交通省告示第395号)(以下「告示」という。)並びに省令及び告示に定めのない事項については道路構造令に基づき、2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、省令等に定める規格に適合していると認められる。

また、臨港地区については、昭和36年3月16日付けで都市計画決定され、平成18年3月31日付けで変更された臨港地区と整合しているものであり、港湾施設の規模及び配置については、函館港の港湾計画において整備計画が定められているものである。

本件事業のルートは、函館港の港湾計画を踏まえた上で検討が行われており、臨港地区内は、既に工場、倉庫、商業施設等が多く立地し、容易に転換が可能な用地は存在しないことから、土地の利用に与える影響を抑えた上で、ルートの選定を行うこととされ、主にJR函館駅、有川ふ頭付近の貨物用引込線及び港町ふ頭とフェリー発着所の間に存する臨港地区が局部的に狭くなっている区間について最も合理的

となるルートを検討及びその他の地点においても支障物件等への影響も最小限にする等の検討が行われており、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると、当該ルートが最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本港湾区域内の臨港道路は、貨物の鉄道敷によって分断されており、一般国道227号等は港湾関連交通の迂回による交通混雑が発生していることから、早期に函館港の各ふ頭と道内各地における物流輸送の効率化及び円滑化を図り、一般国道227号等の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、函館市長を会長とする北海道渡島総合開発期成会等より、本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。